

尾道市御調文化会館建設基本・実施設計業務プロポーザル実施要領

1 趣旨

尾道市御調文化会館建設基本・実施設計業務を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により高度な設計能力及び豊富な経験を有する者を選定するため、必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

尾道市御調文化会館建設基本・実施設計業務委託

(2) 業務内容

尾道市御調文化会館建設工事に係る基本設計及び実施設計

詳細は「尾道市御調文化会館建設基本・実施設計業務委託特記仕様書（別添2）」を参照すること。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

(4) 発注者

尾道市

(5) 委託料の上限

33,883千円（消費税及び地方消費税を含む。）

(6) 計画概要

尾道市御調文化会館整備基本方針（別添3）のとおり。

3 選考方式

- (1) 選考は、尾道市御調文化会館建設設計者選定委員会（以下「委員会」という。）において行う。
- (2) 一次選考は書類審査、二次選考は公開によりプレゼンテーション及びヒアリングを実施したうえ審査を行い、最優秀者1者及び優秀者1者を特定する。
- (3) 委員会の構成は、二次選考当日まで公表しない。

4 選考スケジュール

		内 容	日 時
一次選考	参加表明書等提出	実施要領等の配布、参考資料の配布	令和5年12月20日（水） から
		参加表明書等に関する質問書の受付期限	令和6年1月11日（木） 午後5時まで
		質問書に対する回答	令和6年1月17日（水） 午後5時までに随時回答
		参加表明書等の受付期限	令和6年1月22日（月） 午後5時まで

		一次選考（書類審査）実施予定	令和6年2月上旬
		技術提案書提出要請書・非選定通知書の発送予定	令和6年2月上旬
二次選考	技術提案書提出	技術提案書等に関する質問書の受付期限	令和6年2月19日（月） 午後5時まで
		質問書に対する回答	令和6年2月26日（月） 午後5時までに随時回答
		技術提案書等の受付期限	令和6年3月7日（木） 午後5時まで
		二次選考（プレゼンテーション・ヒアリング）	令和6年3月中旬（予定）
		特定・非特定通知書の発送	令和6年3月下旬（予定）

5 参加資格

- (1) 本業務の選考に参加することができる者は、次のアからクまでのいずれにも該当する単体企業又はその単体企業を代表者とする設計共同企業体(以下「共同企業体」という。)とする。

ア 尾道市建設工事等競争入札参加者資格のうち、令和5・6年度の測量及び建設コンサルタント等業務において「建築関係建設コンサルタント」業務分野中「建築一般」又は「意匠」の業務部門を申請し、同業務分野の認定を受けていること。ただし、参加表明書等の提出時点において認定されていない者であっても、次の①から⑧までの書類を参加表明書等とともに提出することにより、この要件を満たしているものとして取り扱う（本業務の受注者に決定した場合は、入札参加資格の申請を検討すること。）。

①	業務実績調書 (様式第12号)	共同企業体の代表者以外の構成員のみ提出 直前1年間の主な実績について10件以内で作成すること。
②	尾道市税完納 証明書(原本) (参加表明書等の提出日の3 か月前の日以降に発行された もの)	尾道市に納税義務がある場合のみ提出 ※市内に本・支店がある法人: 尾道市税完納証明書(本社名義) ※個人:個人代表者の完納証明書
③	消費税及び地方消費税の納 税証明書(写し可) (参加表明書等の提出日の3 か月前の日以降に発行された もの)	管轄の税務署で発行される「その3(未納の税額 がないこと用)」「その3の2」「その3の3」も可の 証明書
④	登記事項証明書	法人の場合のみ提出

	(商業登記簿謄本(写し可))	
⑤	社会保険の加入関係書類	社会保険(雇用保険・健康保険・厚生年金保険)への加入が確認できる書類
⑥	身分証明書の写し	個人の場合のみ提出 本籍地の市区町村長が証明したもの
⑦	財務諸表	※法人:貸借対照表、損益計算書 ※個人:青色申告決算書(損益計算書・貸借対照表)又は収支内訳書
⑧	誓約書(様式第11号)	代表者の印を押印すること。

イ この公告の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、本市の指名除外措置を受けていないこと。

ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定による入札参加制限を受けていないこと。

エ 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定により一級建築士事務所の登録を受けていること。

オ 建築士法第10条第1項の規定による処分を受けた者がいないこと。

カ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づいて更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づいて再生手続開始の申立てがなされている者である場合にあつては、手続開始の決定がなされていること。

キ 尾道市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱(平成21年9月1日施行)別表第1の1から5までのいずれにも該当しないこと。

ク 公共の集会施設的设计実績があること(平成25年4月以降で公告日までの間に竣工しているもの)。

(2) 共同企業体の代表者以外の構成員は、前号イからクまでのいずれにも該当する単体企業とし、共同企業体の代表者は、中心的役割を担う履行能力を持ち、かつ、出資比率は構成員中最大とする。

(3) 共同企業体として参加する場合は、設計共同企業体の設置に関する協定書(様式は、国土交通省のホームページに掲載されている共同企業体標準協定書に準じて任意に作成するものとする。)を参加表明書の提出時に添付するものとする。

(4) いずれの構成員も、本件において単体企業並びに他の共同企業体の構成員及び協力事務所となることはできない。

6 応募者の制限

次に該当する者は、参加資格を満たしている者であっても、本プロポーザルに応募できない。

(1) 委員会の委員及びその親族

(2) 委員会の委員及びその家族が主宰、役員又は顧問をしている営利組織に属している者

(3) 委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者(「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の5

0を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。）

(4) 委員会の委員が大学に所属する場合において、その委員の研究室に現に属している者

7 業務実施上の条件

(1) 技術者条件

管理技術者1名を配置し、次に掲げる資格等をいずれも満たすこと。

ア 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士であること。

イ 参加表明書の提出者の組織に属しており、公告日までに引き続き3か月以上の雇用関係を有していること。

(2) 再委託に関すること。

ア 設計業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を再委託してはならない。

イ 参加表明書の提出者の組織に所属していない者を配置技術者とする場合は、各種法令を遵守し、委託契約等の手続を行うこと。

8 事務局

尾道市役所 企画財政部 文化振興課 文化施設係（しまなみ交流館内）

休館日：火曜日（ただし、火曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たる場合は、その翌日）及び12月28日から翌年1月4日まで

〒722-0036 広島県尾道市東御所町10番1号

TEL 0848-25-4073 FAX 0848-22-2007

E-Mail : bunka.shisetsu@city.onomichi.hiroshima.jp

9 参加手続等

(1) プロポーザルに係る書類等の配布

令和5年12月20日（水）から

尾道市のホームページに掲載して配布

（URL : <https://www.city.onomichi.hiroshima.jp/soshiki/7/69475.html>）

(2) 第1回質問（参加表明書等に関するもの）の提出

参加表明書等について質問がある場合は、質問書（様式第10号）を作成し、次のとおり提出すること。

ア 受付期間

(イ) 令和5年12月20日（水）から令和6年1月11日（木）午後5時まで

(ロ) 持参による受付は、休館日を除く午前9時から午後5時までとする。

イ 提出方法

事務局へ持参、郵送、ファックス又は電子メールのいずれかの方法により提出するものとする（受付期間内必着）。

ウ 回答方法

受け付けた質問に対する回答は、令和6年1月17日（水）までに随時、尾道市ホームページに掲載することとし、個別の回答は行わない。

(3) 参加表明書等の提出

ア 受付期間

- (ア) 令和5年12月20日（水）から令和6年1月22日（月）午後5時まで
- (イ) 持参による受付は、休館日を除く午前9時から午後5時までとする。

イ 提出方法

事務局へ持参又は郵送（一般書留、簡易書留又は特定記録郵便に限る。）により提出するものとする（受付期間内必着）。

ウ 提出書類

様式等	提出部数
参加表明書（様式第1号）	1部
予定技術者の経歴等（様式第2号）	10部
協力事務所の内容等（様式第3号）	
事業所の業務実績等（様式は不問とする。）	
業務の実施方針等（様式第4号）	
参加表明書等受領書（様式第5号）（郵送の場合要返信用封筒）	1部
添付資料 ・設計共同企業体の設置に関する協定書（共同企業体のみ） ・一級建築士事務所登録を証する書面の写し ・技術者資格証及び雇用関係を証明するものの写し ・企業パンフレット等の実績及び事業概要説明資料	1部
本要領第5項(1)アに掲げる尾道市建設工事等競争入札参加者資格の認定を受けていない者が提出する書類	1部

エ その他

- (ア) 様式第5号は、受付印を押印の上、提出者に返却する。
- (イ) 郵送で提出する場合は、84円切手を貼付した返信用封筒を同封すること。

(4) 参加資格審査と結果の通知

尾道市長は、参加表明者の参加資格を審査し、その結果を「プロポーザル参加資格確認結果通知書」により通知する。なお、参加資格を有する者は、一次審査の対象となる。

10 一次選考

一次選考は、本要領第9項(3)ウの提出書類を審査、採点のうえ、採点結果に基づき上位から5者程度を二次選考の対象者として選定する。

(1) 審査予定日

令和6年2月上旬実施予定

(2) 結果通知

ア 令和6年2月上旬発送予定

イ 一次選考で選定された者に対しては、「技術提案書提出要請書」を、選定されなかった者に対しては、「非選定通知書」を郵送することによって選考結果を通知する。

(3) 審査項目

一次選考における審査項目、審査事項及び配点は、次表のとおりとする。

ただし、提出する書類に不備がある場合は、他の審査項目にかかわらず失格とする。

審査項目	審査事項	配点
事務所の業務実績	A3用紙1枚(片面)3件以内。様式は問わない。ただし、そのうち1件は、本要領第5項(1)クに該当する物件を記載すること。(平成25年4月以降で告示日までに竣工しているもの) ・会社名等の提案者が特定できる事項は記載しないこと。	20点
業務の実 施方針	次のテーマについての業務理解度、テーマの整理及び検討状況並びに実施方針の独創性及び実現性 ・様式第4号に記載	
	地域の特性に配慮し、隣接する御調支所との一体的活用が可能な敷地の活用	40点
合 計		60点

1.1 技術提案書等の提出

(1) 第2回質問(技術提案書等に関するもの)の提出

技術提案書等について質問がある場合は、質問書(様式第10号)を作成し、次のとおり提出すること。

ア 受付期間

(ア) 令和6年2月12日(月)午前9時(予定)から同月19日(月)午後5時まで

(イ) 持参による受付は、休館日を除く午前9時から午後5時までとする。

イ 提出方法

事務局へ持参、郵送、ファックス又は電子メールのいずれかの方法により提出するものとする(受付期間内必着)。

ウ 回答方法

受け付けた質問に対する回答は、令和6年2月26日(月)午後5時までに随時、尾道市ホームページに掲載することとし、個別の回答は行わない。

(2) 技術提案書等の提出

ア 受付期間

(ア) 令和6年2月12日(月)午前9時(予定)から同年3月7日(木)午後5時まで

(イ) 持参による受付は、休館日を除く午前9時から午後5時までとする。

イ 提出方法

事務局へ持参又は郵送(一般書留、簡易書留又は特定記録郵便に限る。)により提出するものとする(受付期間内必着)。

ウ 提出書類

様式等	提出部数
技術提案提出書（様式第6号）	1部
二次審査出席者届出書（様式第7号）	1部
技術提案書（様式第8号）	10部
技術提案書等受領書（様式第9号）（郵送の場合要返信用封筒）	1部

エ その他

- (ア) 様式第9号は、受付印を押印の上、提出者に返却する。
- (イ) 郵送で提出する場合は、84円切手を貼付した返信用封筒を同封すること。

(3) 技術提案を求めるテーマ

様式第8号は、次に掲げるテーマについて技術提案を記載すること。

ア テーマ1

文化芸術活動や講演会など多用途に活用できる多目的スペースを備えた地域のシンボリックな施設

ウ テーマ2

工事期間中の安全計画と利用形態及びコスト削減の配慮

1.2 二次選考

(1) 特定

一次選考で選定された者について、技術提案書の内容に係るプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、その提案内容を審査、採点のうえ、一次選考の得点を加算して、最優秀の者を最優秀者に、次点者を優秀者として特定する。

(2) 日時・場所

プレゼンテーション及びヒアリングの実施日時及び場所は、技術提案書提出要請書と併せて通知する。

(3) 出席者

プレゼンテーション及びヒアリングへの二次審査出席者届出書（様式第7号）で届出があった者（6人以内）のみが出席できるものとし、管理技術者は必ず出席しなければならない。

(4) プレゼンテーションに当たっての留意事項

ア 提出した技術提案書の内容及びその補足説明についてのみ行うこと。

イ 資料の追加配布（提出していない資料のプロジェクターでの投影等を含む。）は、認めない。

※ 会場には、ノートパソコン、プロジェクター及びスクリーンを用意する。

ウ 提案者及び審査者は、提案者（企業名、代表者名及び参加者名）の特定又は推察につながる内容の発言は一切行ってはならない。

エ プレゼンテーション及びヒアリングは公開により実施するが、二次選考参加者が他の参加者のプレゼンテーション及びヒアリングを傍聴することは、参加者の社員その他関係者を含め一切認められない。

(5) 結果通知

審査の実施後、文書及び電子メールで通知するとともに、市ホームページにて公表する。

(6) 審査項目

二次選考における審査項目、審査事項及び配点は、次表のとおりとする。

審査項目	審査事項		配点
技術提案	テーマ1	文化芸術活動や講演会など多用途に活用できる多目的のスペースを備えた地域のシンボリックな施設	40点
	テーマ2	工事期間中の安全計画と利用形態及びコスト削減の配慮	20点
担当チームの対応	担当チームに対するヒアリングにより、コミュニケーション能力も踏まえて審査		20点
合計			80点

1.3 業務委託契約に関する事項

(1) 見積徴取

尾道市は、最優秀者として特定した者を、本業務委託契約に係る随意契約の見積書徴取の相手先とするとともに、業務の詳細内容の協議をするものとする。ただし、次のいずれかに該当し、見積徴取ができない場合及び業務委託契約が締結できない場合は、優秀者を見積書徴取の相手先として再度特定するものとする。

ア 最優秀者が、地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当することとなったとき。

イ 最優秀者が、尾道市から業務委託に係る指名除外措置を受けたとき。

ウ 最優秀者が、特定後に本要領第14項に掲げる失格条項に該当して失格となったとき。

エ 最優秀者からの見積徴取の結果、契約締結ができないとき。

オ 最優秀者が本業務委託契約の締結を辞退したとき。

(2) 業務委託の仕様及び実施条件

ア 本業務委託の仕様については、尾道市御調文化会館建設基本・実施設計業務委託特記仕様書（別添②）に定めるほか、技術提案書に記載された内容を尊重し、発注者、受注者協議の上で定める。

イ 業務の一部再委託は、本要領第7項(2)の条件を満たす範囲で認めるものとする。

ウ 予定技術者の経歴等（様式第2号）に記載した配置予定技術者は、特別の理由により発注者がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。病休、死亡、退職等の極めてやむを得ない理由により変更を余儀なくされた場合は、同等以上の技術者を配置し、尾道市の了解を得なければならない。

(3) 契約

本業務の委託契約は、尾道市契約規則（昭和39年規則第28号）及び業務委託契約

約款によるものとする。

(4) 失格による契約の解除

本業務委託契約後に、契約者が本要領第14項に定める失格条項に該当していたことが明らかとなった場合には、契約の解除を行うものとする。

1.4 参加者の失格

参加者が次のいずれかに該当した場合には、その者の提出した参加表明書及び技術提案書を無効とし、提出者は本プロポーザルへの参加資格を失う。

(1) 提出書類が、指定する様式によらないほか、次のいずれかに該当する場合

ア 受付期限並びに提出場所及び方法が指定と異なる場合

イ 記載上の留意事項に沿った書類の提出がなかった場合

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

エ 許容された表現方法以外の表現が用いられている場合（プレゼンテーション及びヒアリングを含む。）

オ 虚偽の記載をした場合。契約締結後に判明した場合においても同様とする。

(2) 他の参加者のプレゼンテーション及びヒアリングを傍聴した場合。参加者の社員その他関係者が傍聴した場合においても同様とする。

(3) 委員会及び事務局関係者に、直接、間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合

(4) 審査の公平性に影響を与える行為があったと委員会が認めた場合

1.5 その他

(1) 本件に係る費用負担

技術提案書等の作成、提出及びヒアリング参加等に要する費用は、その一切を参加者の負担とする。

(2) 書類提出に当たっての留意事項

ア 提出書類について、持参以外の方法による場合の不達及び遅配を原因とする提出者の不利益が生じても、本市はこの責めを負わない。提出者においては、特定記録郵便等の利用又はファクス若しくは電子メールの着信確認を行うなどの対策を講じること。

イ 提出された参加表明書及び技術提案書は、提出期限までは自由に変更することができる。ただし、変更しようとする場合は、提出された書類を持ち帰り、改めて変更された書類を提出すること。

ウ 提出期限を過ぎた後は、参加表明書及び技術提案書を変更することはできない。

(3) 使用言語及び通貨

提出書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨並びに日本国の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

(4) 無効となる参加表明書又は技術提案書

提出された参加表明書又は技術提案書が、次のいずれかに該当する場合は、これを無効とする。

ア 提出方法、提出先、提出期限等が本要領その他の定めに適合しないもの

- イ 記載上の留意事項に示された内容に適合しないもの
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- オ 許容された表現方法以外の表現が用いられているもの（ヒアリングを含む。）
- カ 虚偽の内容が記載されているもの

(5) 措置事項

参加表明書、技術提案書その他提出書類に虚偽の内容を記載した場合は、その行為を行った者に対し、指名停止等の措置を行うことがある。

(6) 技術提案書等の取扱い

ア 提出された参加表明書及び技術提案書は、(2)イを除き返却しない。

イ 提出された参加表明書及び技術提案書の著作権は提出者に帰属するものとし、提出者に無断で利用しない。ただし、本市は、本プロポーザル手続及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、技術提案書等の複製、記録及び保存を行う。

ウ 最優秀者に特定された技術提案書は、本プロポーザルにおける審査、評価及び特定結果についての説明責任を果たすべき趣旨から、その内容を公開する。

(7) 追加資料

配置予定技術者の所有資格、業務実績等の確認のため、追加資料の提出を求めることがある。

1.6 添付資料

- (1) 提出書類の様式（別添1）
- (2) 尾道市御調文化会館建設基本・実施設計業務委託特記仕様書（別添2）
- (3) 尾道市御調文化会館整備基本方針（素案）（別添3）
- (4) 位置図（別添4）
- (5) 御調支所敷地平面図（別添5）